

1 報告第1号関係

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 後	改 正 前
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第2項に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)、(2) 略 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第2項に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)、(2) 略 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）

改正後	改正前
<u>判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第2項に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u> 3 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（<u>当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親を含む。</u>）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2、3 略	<u>のある職員</u>が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 3 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2、3 略

改 正 後	改 正 前
4 <u>前3項</u>の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親(<u>当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親を含む。)</u>)であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する<u>要介護者を介護する職員</u>が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」と</u>、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員</u>が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 (休暇の種類) 第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。	4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 (休暇の種類) 第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

改正後	改正前
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「<u>要介護者</u>」という。)の介護をするため、<u>任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「<u>指定期間</u>」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 介護休暇の期間は、<u>指定期間</u>内において必要と認められる期間とする。 3 略 <u>(介護時間)</u> 第15条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> 3 <u>介護時間については、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間</u>内において必要と認められる期間とする。 3 略

改 正 後	改 正 前
(病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇の承認) 第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認) 第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。